

# 諫早市 空き家バンク

市内の空き家利活用のため  
売りたい・貸したい所有者 と 買いたい・借りたい利用者  
をつなぐ制度です

## 空き家所有者

空き家を有効活用したい  
空き家を売りたい・貸したい



## 利用希望者

空き家を探している  
空き家を買いたい・借りたい

## 空き家バンク



利用希望者が登録物件を改修・賃借する際の  
**補助制度** があります！



物件情報 公開中！

- ・市ホームページ
- ・全国版空き家バンク
- ・7階 移住定住推進課窓口

問合せ：諫早市 移住定住推進課(本館7階)  
諫早市東小路町7-1 TEL:0957-22-1500  
E-mail: iju\_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp



【利用手続き】



【物件情報】

# 空き家バンク 物件登録・利用登録の流れ

空き家所有者  
(売りたい・貸したい方)

利用希望者  
(買いたい・借りたい方)



諫早市  
空き家バンク

空き家の  
情報提供  
連絡調整

※市では物件の  
「管理」・「斡旋」  
「交渉・契約」は  
行っていません。

宅地建物  
取引業者

市と協定を結んでいる  
協会の仲介で  
交渉・契約を進め  
ます

契約成立

## ※空き家の登録要件※

- 諫早市内の空き家
- 売買・賃貸を目的に建てられていない個人又は法人の所有である物件
- 土地及び建物の所有者が同一である
- 相続などの設定がある場合、登録に関して関係者の承諾が得られている物件
- 共有名義の場合、名義者全員の承諾が得られている物件
- 宅地建物取引業者と売買等の媒介契約をしていないこと

その他要件あり。詳しくはご相談ください

### ①物件の登録相談

登記簿や建築確認済書等を持参いただくとスムーズです。

### ②物件の現地確認・登録

- ・「空き家バンク登録申込書」「空き家バンク登録カード」を提出してください。
- ・所有者(又は代理人)立ち合いで市職員が現地調査後、登録します。
- ・登録後は市ホームページ等で物件情報を公開します。

### ③内見対応

市では鍵をお預かりできません。内見希望があった場合、市担当者が日程調整後、内見立ち合いをお願いします。

### ④物件交渉・契約

利用希望者から交渉を希望意思表示があった場合、宅地建物取引業者の仲介のもと交渉開始となります。

### ⑤登録取消

契約成立後、空き家バンク登録取消となります。

## 利用希望者の登録要件

- 地域住民と協調して生活できる方
- 空き家の転売・転賃を目的としない方
- 市県民税等を滞納していない方
- 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

### ①空き家情報の閲覧

市ホームページ等で登録物件の情報を閲覧し、住所詳細を知りたい場合や内見希望の際は、利用登録が必要です。

### ②利用者希望登録

「空き家バンク利用希望申込書」「空き家バンク利用登録カード」提出してください。(郵送・メール・電子申請可)

### ③問合せ・内見依頼

内見希望日(第1希望～第3希望日)をご連絡ください。  
※平日9時～16時

### ④売買・賃貸の交渉申込

「物件購入/賃貸希望調書」提出してください。書類提出を受け、所有者側が交渉に入るかどうか決定します。

### ⑤物件交渉・契約

「空き家利用申込書」と「誓約書」を提出してください。宅地建物取引業者の仲介のもと交渉開始となります。

### ■補助金の申請 改修・賃貸■

契約成立後に補助金の利用を希望する場合は、事前相談をお願いします。

# 令和8年度諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金

空き家バンクの物件を  
“購入し改修”または  
“賃借”された方が使える  
補助制度です

**改修費補助 最大250万円**  
**家賃補助 最大2万5千円/月**  
(最大12月分)

予算の上限に達した場合、早期に申請受付を締め切る場合があります。

## 補助対象物件

○諫早市空き家バンクに登録された物件

\*物件の所在地によって補助金額が異なります

## 補助対象者

○空き家を購入し、かつ、改修し居住  
または利用を開始する方

○空き家を賃借して居住または利用  
を開始する方

## 補助金交付の要件

- 市県民税等及び国民健康保険料を滞納していない方
- 空き家の所有者の3親等以内の親族でない方
- 空き家を購入または賃借後、自ら利用する方 ※登録物件への住民票異動が必須です。

## 補助対象となる経費

- 空き家の改修費(清掃費並びに家具等の処分及び購入経費を除く)
- 空き家の賃借料(物件に附属する駐車場の使用料を含む)

## 交付申請の時期

○改修費補助 = 物件の売買契約締結日から起算して1年以内、かつ、改修の着手前まで

○家賃補助 = 最初にその月分の家賃月額的全額を支払った当該月の末日まで

(例:1月1日から入居開始し、1月分の家賃全額を支払った場合→1月末までに申請)

※前年度から引き続き家賃補助の交付を受ける方は、4月末までが申請期限です。

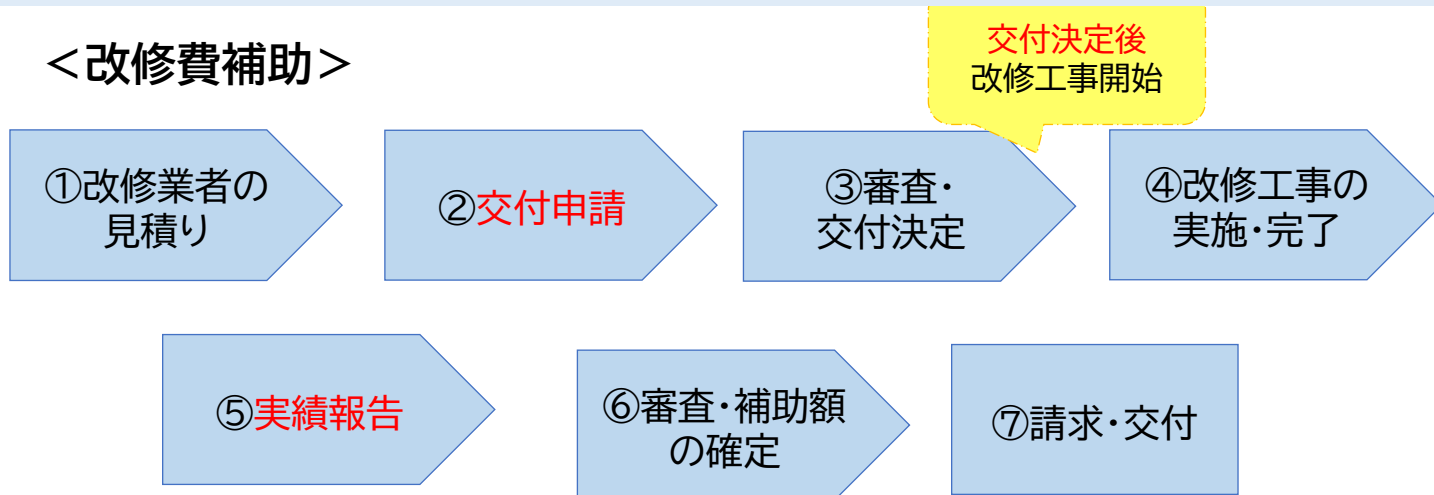
## 申請に必要な書類

	改修費補助金	家賃補助金
交付申請時	<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 交付申請書
	<input type="checkbox"/> 市県民税等(市県民税・固定資産税・軽自動車税)、国民健康保険料を滞納していないことを証する書類	<input type="checkbox"/> 市県民税等(市県民税・固定資産税・軽自動車税)、国民健康保険料を滞納していないことを証する書類
	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 改修に要する経費の見積書の写し	<input type="checkbox"/> 居住する世帯全員分の住民票
	<input type="checkbox"/> 改修予定箇所の位置及び内容がわかる書類	
	<input type="checkbox"/> 改修予定箇所の現況写真	

※交付申請 → 交付決定 → 改修工事・支払い/家賃の支払い → 実績報告書提出 → 補助金交付  
実績報告に必要な書類は交付申請時にお伝えします。

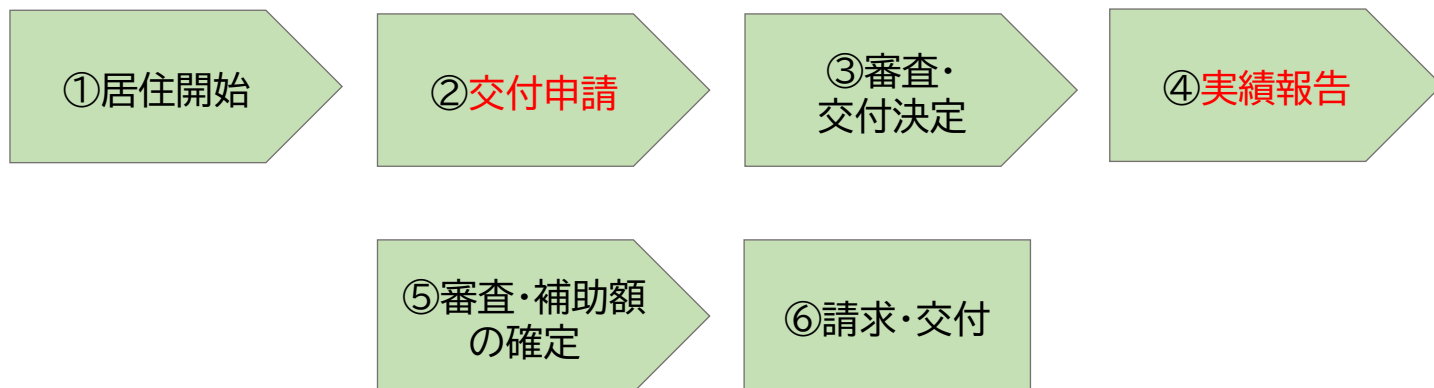
# 空き家バンク 利用登録者支援補助金申請 申請の流れ

## <改修費補助>



※①改修業者は市内に本店、支店または営業所等を有する業者です。(法人・個人は問わない)  
 ※⑤実績報告は改修が完了した日から30日以内又は令和9年3月末日のいずれか早い日までに提出して下さい。

## <家賃補助>



※④実績報告は前期分は令和8年9月末まで、後期分は令和9年3月末までに提出してください。  
 ※⑦補助金の交付は前期分(令和8年4月～9月)後期分(令和8年10月～令和9年3月)に分割して行います。

## 補助金額

対象地域	補助区分	補助対象経費	補助金額
一般地域	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額100万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額1万円/月
指定地域 (大草・伊木力・ 本野小学校区域)	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額200万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額2万円/月
小長井地域	改修	空き家の改修費	補助率2/3以内、上限額250万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/2以内、上限額2万5千円/月

詳細は

諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金

